

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第128号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(終身賃貸事業の変更の認可)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>(終身建物賃貸借の解約の申入れ)</p> <p><u>第12条</u> <u>法第58条第1項</u>の承認を受けようとする者は、別に定める様式による終身建物賃貸借解約承認申請書を局長に提出しなければならない。</p> <p>(地位の承継)</p> <p><u>第13条</u> <u>法第67条第2項</u>の規定による届出は、別に定める様式による終身賃貸事業地位承継届出書により行わなければならない。</p> <p>2 <u>法第67条第3項</u>の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者は、別に定める様式による終身賃貸事業地位承継承認申請書を局長に提出しなければならない。</p> <p>(事業の廃止の届出)</p> <p><u>第14条</u> <u>法第70条第1項</u>の規定による届出は、別に定める様式による終身賃貸事業廃止届出書により行わなければならない。</p> <p>(書類の経由等)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>	<p><u>(終身賃貸事業の実施に関する誓約書)</u></p> <p><u>第11条</u> <u>法第53条第2項</u>に規定する書面は、別に定める様式による誓約書によるものとする。</p> <p>(終身賃貸事業の変更の認可)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p><u>(賃貸住宅の変更の届出)</u></p> <p><u>第13条</u> <u>法第57条第3項</u>の規定による届出は、別に定める様式による終身建物賃貸借に係る賃貸住宅変更届出書により行わなければならない。</p> <p>(終身建物賃貸借の解約の申入れ)</p> <p><u>第14条</u> <u>法第59条第1項</u>の承認を受けようとする者は、別に定める様式による終身建物賃貸借解約承認申請書を局長に提出しなければならない。</p> <p>(地位の承継)</p> <p><u>第15条</u> <u>法第68条第2項</u>の規定による届出は、別に定める様式による終身賃貸事業地位承継届出書により行わなければならない。</p> <p>2 <u>法第68条第3項</u>の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者は、別に定める様式による終身賃貸事業地位承継承認申請書を局長に提出しなければならない。</p> <p>(事業の廃止の届出)</p> <p><u>第16条</u> <u>法第71条第1項</u>の規定による届出は、別に定める様式による終身賃貸事業廃止届出書により行わなければならない。</p> <p>(書類の経由等)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p>
2	<p>(登録簿の閲覧)</p> <p><u>第4条</u> <u>法第10条</u>の規定によりサービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、広域振興局土木部及び土木部土木センター（<u>岩手土木センター及び千厩土木センターを除く。</u>）にサービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>(登録簿の閲覧)</p> <p><u>第4条</u> <u>法第10条</u>の規定によりサービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、広域振興局土木部及び土木部土木センター（<u>花巻土木センター、大船渡土木センター及び二戸土木センターに限る。</u>）にサービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。</p> <p>2～7 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。